

独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会（第1回） 議事要旨

1 日時 平成21年7月24日（金）10時30分から12時00分

2 場所 総務省第4特別会議室（中央合同庁舎2号館5階）

3 出席者

（構成員（五十音、敬称略））

梶川融、櫻谷隆夫、黒川繁夫、鈴木豊、夏目誠、野口貴雄、畠中誠二郎、平澤冷

（事務局）

戸塚行政管理局長、田中行政評価局長、江澤官房審議官、住澤管理官、白岩評価監視官、平野調査官、野竹総括評価監視調査官、木村副管理官、大恵上席評価監視調査官、竹村評価監視調査官

4 議題

（1）事務局挨拶

（2）座長の選任及び座長代理の指名

（3）議事

・議事の公開について

・内部統制の現状と独立行政法人における課題について（自由討議）

5 配付資料

資料1 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の開催要領

資料2 議事の公開について（案）

資料3 内部統制の現状と独立行政法人における課題について

6 会議経過

（1） 会議の冒頭、田中行政評価局長及び戸塚行政管理局長から挨拶があった。

（2） 開催要領（資料1）に基づき、構成員の互選により、櫻谷構成員が座長に選任された。また、櫻谷座長から鈴木構成員が座長代理に指名された。

（3） 事務局から「議事の公開について（案）」（資料2）について説明が行われ、了承された。

（4） 事務局から「内部統制の現状と独立行政法人における課題について」（資料3）について説明後、自由討議が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

○ 法令遵守（コンプライアンス）だけでなく、内部統制は本来、組織運営の有効性・効率性を高めるための仕組みであるので、それらの観点を念頭に検討すべき。

○ トップがリーダーシップを発揮し、重要なマネジメントリスクについてコントロールすべき。

○ 公的機関にリスクへの対応をどこまで求めるべきなのかを議論すべき。

○ 一度に完全な内部統制を作ることは難しく、PDCAサイクルによって高めていくことを念頭に置くべき。

○ 独法については、財務諸表の信頼性に係る内部統制をチェックするコストを民間企業ほど

かける必要はないのではないか。

- 独法は現在でも遵守すべき規程が多く、それで精一杯という印象。
- 独法においても、監事の役割と責任を明らかにし、監事監査の基準等を民間企業の監査役のように明確にすべき。
- 「内部統制」における「内部」とはどこまでの範囲を指すのか、当事者の範囲を明らかにすべき。
- ヒアリング対象法人の選定に当たっては、規模や事業数などを勘案して偏りのないように配慮するとともに、過去における問題点やそれに対する改善事項など、今後、参考にできそうな法人を選んではどうか。

(以上)